

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から56年3月まで

私は、20歳になった昭和47年から約9年間は、学生や研修生として住民票を移さずに県外に住んでいたが、その間国民年金の加入手続は行っていない。昭和56年3月に、家族が住んでいたA市に戻り、同年4月に父の転勤によりB市に転居した。

私の母が、知り合いから過去の国民年金保険料を一括納付できる特別措置があることを聞いたので、昭和56年の4月から夏ぐらいの時期に、私の国民年金の加入手続を行い、20歳にさかのぼった期間の国民年金保険料を社会保険事務所への送金により一括して納めた。

一括して納付したもののうちに、昭和56年度分も含まれていたと思っていたが、その後57年度に入ってから、56年度分が未納との通知が届いたので、急いで昭和57年10月に郵便局で納付した。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月にB市からC市に住所を異動しているが、C市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間はすべて納付済みと記録されている。

また、申立人が保管している昭和57年10月26日付けで過年度納付した昭和56年度分の「納付書・領収証書」に記載された納入期限から、当該「納付書・領収証書」が発行された時期は、57年10月以前であると考えられるところ、その時点では、56年3月以前の期間について時効到来前で保険料の納付が可能な期間があるにもかかわらず、申立人はその際当該期間の

納付書等を受け取った記憶が無いとしていることを踏まえると、56年3月以前の期間の保険料については既に納付済みであったものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から同年6月まで  
私は、昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付してきた。申立期間当時、私と妻の国民年金保険料は地区で集金されており、申立期間について、妻の分は納付済みとなっているのに、私の分のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻については、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所の変更は無いことが確認でき、申立人の生活状況等に大きな変化はなかったものと推認され、申立期間の国民年金保険料のみを未納のままとしておく理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を昭和62年7月から63年6月までの期間については13万4,000円、同年7月から平成元年6月までの期間については17万円、同年7月から2年6月までの期間については20万円、同年7月から3年6月までの期間については22万円、同年7月から4年12月までの期間については24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月15日から平成5年1月1日まで

私は、昭和62年3月ごろ、A社に就職し、試用期間の約3か月を経て、同年7月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した。

平成4年12月末に退職した後、同僚の中に、給与から社会保険料が控除されているにもかかわらず資格取得が行われていない者がいるとの話を聞き、社会保険事務所で調べてもらったが、私の加入期間に誤りはなく、まさか標準報酬月額記録に誤りがあるとは考えてもみなかった。

しかし、60歳になって年金の裁定請求を行った際に、給与振込額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が大きく異なっていることが分かった。当時、A社は、毎年7月に昇給することとなっており、私は、昭和62年7月から63年6月までは13万円、同年7月から平成元年6月までは17万円、同年7月から2年6月までは20万円、同年7月から3年6月までは21万円、同年7月から4年6月までは24万円、同年7月から同年12月までは26万円の給与を毎月固定的に支給されていたと記憶している。当時の

預金通帳を添付するので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した平成元年5月から3年8月までの期間に係る預金通帳に記載された給与振込額に、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う社会保険料額並びに所得税額及び住民税額を合算した額（報酬月額）と、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は、実際に支給されていたと考えられる給与支給額（報酬月額）よりも3万円から9万円程度低く記録されていることが確認できるとともに、預金通帳に記載された給与振込額に、申立人の主張する給与支給額に見合う社会保険料額を合算した額は、申立人の主張する給与支給額に近い額であることが推認できる。

また、申立人の同僚が保管している給料支払明細書によると、平成2年3月から4年1月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う保険料ではなく、実際の支給額（報酬月額）に見合う保険料が控除されていることが確認できるとともに、別の同僚が保管している市民税県民税納税通知書及び預金通帳によると、平成元年1月から同年12月は資料が無いことから検証することができないが、昭和63年1月から同年12月までの期間及び平成2年1月から同年12月までの期間について、社会保険庁の記録に見合う保険料ではなく、実際の支給額に見合う保険料を控除していたと考えられ、事業主は、従業員の厚生年金保険料について、実際の支給額に見合う額を給与から控除していたことが推認できる。

さらに、申立人が申立てに係る事業所を退職した後の、事業主を原告とする損害賠償請求事件に係る被告らの準備書面によると、事業主は、「社会保険料を給与から差し引いているのにその払い込みをしていなかったり、雇用保険料を差し引いていながら、雇用保険の手続きをしていなかったり」等々の不適切な事務処理を行っていた旨が記載されており、申立人の主張を裏付けているとともに、当時の複数の同僚が、申立てに係る事業所における社会保険手続は適正に行われていなかった旨を供述している。

加えて、毎年の昇給額を含む給与の支給額に関する申立人の記憶は鮮明かつ

具体的であり、預金通帳等から推認できる期間については、振込額から推定できる給与支給額（報酬月額）と申立人が主張する給与支給額とがほぼ合致していることから判断すると、預金通帳等から推認できない昭和62年7月から平成元年4月までの期間に係る支給額（報酬月額）についても、申立人の主張は信頼でき、また、平成3年9月から4年12月までの期間については、4年7月に申立人の主張する給与に昇給したことが確認できる資料は無いものの、預金通帳により確認可能な平成元年5月から3年8月までの期間において、申立人が昇給月であったとする毎年7月に給与振込額の増額が確認できるとともに平成3年9月から4年12月までの期間についても、申立人の給与が引き下げられたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間については、少なくとも3年8月までと同額かそれ以上の給与を支給されていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和62年7月から63年6月までの期間については13万4,000円、同年7月から平成元年6月までの期間については17万円、同年7月から2年6月までの期間については20万円、同年7月から3年6月までの期間については22万円、同年7月から4年12月までの期間については24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述の同僚らに係る社会保険料控除額から推認される標準報酬月額と社会保険庁の記録が一致していないこと及び申立人の預金通帳により推定される標準報酬月額に係る記録は長期間にわたって社会保険庁の記録と一致せず、その間、定時決定及び随時改定の機会が複数あったにもかかわらず、そのすべてを社会保険庁が記録しないことは考え難いことから、事業主は、預金通帳等で推定できる報酬月額を届け出していないものと推認され、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。